

〔論文〕

## 過度経済力集中排除法とビール産業

大石 邦 弘

名古屋学院大学経済学部

### 要 旨

戦後日本で実施された財閥解体、その最後の施策として過度経済力集中排除法制定とその執行は位置づけられる。しかしながら、東西冷戦による国際情勢の変化がアメリカの対日占領政策の転換をもたらし、同法の適用はきわめて限定的なものに終わったというのが多くの歴史的評価である。

本稿は、持株会社整理委員会の資料を用いて、過度経済力集中排除法が戦後日本の産業構造に果たした役割を再評価する。特に後半では、ビール産業への同法の効果に絞って検討する。敗戦時、日本のビール産業には大日本麦酒(株)と麒麟麦酒(株)の2社しかなく、両社ともに同法による指定を受けたからである。

財閥解体のための一連の施策として、過度経済力集中排除法はその役割を果たしてきた。また、戦後ビール産業の構造を規定するという意味では、十分にその役割を果たしたといえる。ただ、流通経路や宣伝広告による参入障壁を過小評価していたことは指摘しなければならない。

キーワード：財閥解体、過度経済力集中排除法、大日本麦酒、麒麟麦酒、持株会社整理委員会

## Law for the elimination of excessive concentrations of economic power and beer industry in Japan

Kunihiro OHISHI

Faculty of Economics  
Nagoya Gakuin University

## はじめに

戦後日本の産業構造に大きな影響を与えた最初の施策は、財閥解体といえるであろう。

占領下の日本には、2つの政策主体が併存していた。日本政府とSCAP/GHQ(連合国軍最高司令部)である。日本政府は、経済復興を第一の政策目標として活動していくことになるが、一方のGHQには日本の復興は目標ではなく、経済の民主化を第一として、様々な政策実行を日本政府に指示していく。その一つが財閥解体である。1930年代以降の日本の侵略戦争は、軍部の独走というよりも、当時の産業界の根幹ともいえる財閥、その財閥を主導してきた財閥家族の協力なくして継続できなかったというのが、アメリカはじめ連合国軍の認識であった。軍隊は解体してしまえば存在はしなくなるが、産業界をなくすわけにはいかない。財閥を解体し改革を行うことで、新しい産業界を日本に生み出そうとすることが目的となる。その方策として考え出されたのが、一連の財閥解体策であるといえよう。

本稿では一連の財閥解体策の中で、特に過度経済力集中排除法が担った役割に焦点をあてる。米ソの対立が東西冷戦として激化していく国際情勢の中、GHQの占領方針は転換され、同法の適用を限定的にとどめたとの評価が多い<sup>1)</sup>。確かに、過度経済力集中排除法により1948年2月には製造業と非製造業あわせて300社を超える企業が当初指定されたものの、結果的に企業分割が行われたのは11社にとどまった事実は、その時期の国際情勢と絡ませてみれば、改革が中途半端で終わったとの感をもたざるをえない。

この法律の成果を改めて確認することと、特にビール産業への同法の効果を検討対象とする。敗戦時、大日本麦酒(株)と麒麟麦酒(株)の企業数2社のビール産業では、両社ともに同法の指定を受けることとなる。歴史は、麒麟麦酒は指定取消となり、大日本麦酒が2社分割され戦後のビール産業がスタートすると知っている。しかしその細かな経緯は語られることが少ない。日本のビール産業を歴史的に扱った著作として、小西(2001)と水川(2002)が有名であるが、ここでも戦後すぐのビール産業の経緯は語られることが少ない。本稿で、過度経済力集中排除法とビール産業の関連に焦点をあて考察するゆえんである。

## 1. 財閥解体の手順

1945年10月、マッカーサー司令官は、幣原首相に対して5大改革の実行を指示する。教育改革などとともに労働改革や経済改革、いわゆる経済の民主化の実行が指示される。

経済の民主化は、農地改革、労働改革、財閥解体の3つの柱で成り立っている。発展途上国であった日本では農村住民のしかも小作農の比重が高く、自作農を育成することで所得環境を改善させることが農地改革の目的である。また都市住民は今後経済発展とともに比重を高めるため、雇用環境を整

---

1) 「……米の対日管理政策の転換によって、集中排除の実施に当たっても、資本尊重、高能率経営という立場がとられるようになった」(経済企画庁編(1957a)11ページ)

備することで所得環境を改善させることが労働改革の目的であった。農村住民，都市住民ともに自立できる環境を作り，日本が再び侵略戦争への道を歩もうとした際には，反対の声をあげられるパワーをつけさせるためといえよう。3つ目の財閥解体は，まさに軍部と共同して侵略戦争を主導したとされた組織を解体し，その危険を取り除こうとしたものである。

1946年4月に，勅令(昭和21年4月22日勅令第233号)として持株会社整理委員会令が公布される。ここに，財閥解体を実行するための政府から独立した機関が設立された。同年8月には委員会メンバーが整い，同年9月から翌年9月にかけて持株会社83社と財閥家族56名が順次指定され，持株の委員会への譲受がはじまる。株式所有により各企業を支配してきた財閥組織は，その手段を否定され解体されることになる。

1947年4月に，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法(いわゆる独禁法，昭和22年法律第54号)が公布される。「事業者の公正かつ自由な競争を確保し，国民経済の民主的で健全な発達を図ることを究極の目的……」(47年3月，政府提案理由説明より)とあるように，株式所有により企業間の紐帯を切った上で，自由競争を実現できる環境整備を企図したものである。

財閥解体としては，これで一応の目途がついたといえるが，施策はこの後も続く。それが，1947年12月に成立した過度経済力集中排除法(以降，集排法と呼ぶ，昭和22年法律第207号)である。過度な経済力と認定された企業は，企業再編計画を提出しなければならず，敗戦の混乱からやっと立ち直り，戦後の活動をはじめようとしていた企業にとっては，自社の企業分割の可能性が生まれたことで，マスコミを巻き込んだ混乱状態が生まれることになった。

株式を通じた企業のつながりを断ち，自由競争の土壌を整備した上，なお集排法で何をしようとしたのか。法整備としてなら，独占禁止法を用いることで巨大企業の解体は可能といわれていたのであるから，なおさらである。国会での法案審議でも，この点は幾度も質問された。独占禁止法の執行運用を行う政府機関である公正取引委員会の手ではなく，持株会社整理委員会令を改正してまで独立機関である持株会社整理委員会に行わせたのは，GHQが主導して財閥解体をやり遂げようとの意志があったのであろう。

また法案審議では，「過度の経済力」とは，具体的にどのような基準で判定されるのかが，法案に明記されておらず，このままでは持株会社整理委員会へ白紙委任を行う法案ではないかとの批判も出ることになった。

兎にも角にも集排法はGHQの権限を行使する形で成立し，持株会社整理委員会は1948年2月には製造業257社，非製造業68社を指定企業とする。同時に持株会社整理委員会は，過度経済力に関する基準を公示する。

1948年は，集排法をもとに駆け引きが各所で行われた1年といえるだろう。結果は指定解除がはじまり，最終的には集排法による整備計画が実行されたのは18社，そのうち，企業分割を行うことになったのは11社である。例えば，日本製鐵は4社分割，三菱重工業は3社分割となった。本稿の扱うビール産業では，大日本麦酒と麒麟麦酒の2社ともに指定を受けることになった。しかし麒麟麦酒は保有株式の譲渡を再編成計画として認定された後になって指定解除を受ける。一方で，大日本麦酒は日本麦酒と朝日麦酒とに2社分割されることとなり，両社は49年9月にそれぞれ設立され，大日本

麦酒は精算される。この結果、戦後日本のビール産業は、日本麦酒、朝日麦酒に麒麟麦酒の3社体制で歩みをはじめることになる。ここに、11社の企業分割が実施された1949年から50年にかけて財閥解体の一連の施策は完了したことになる。

## 2. 戦前戦中のビール産業<sup>2)</sup>

明治維新を経験した日本は、西洋文明と深く関わることとなり、ビール醸造技術も日本に伝わることになる。地域ごとに比較的小規模な企業が設立されていくのが、明治時代のビール産業である。当時は、保存や輸送に問題があり各社の生産地域周辺のみが自社の市場となり、結果的に市場が細分化されることで、企業同士の競争は激しくなかった。明治時代には一時、70社100銘柄のビールが日本に存在したといわれる。

1870～80年代に本稿に登場する北海道開拓使麦酒醸造所（後、札幌麦酒へ社名変更、銘柄：サッポロラガー）、ジャパン・ブルワリー（後、組織替えされ麒麟麦酒に、銘柄：キリンビール）、日本麦酒（同：エビスビール）、大阪麦酒（同：アサヒビール）は設立される。

国民にビールという新しい飲料が浸透するとともに、政府は新たな財源確保を目的として1901年に麦酒税法を制定する。同法により、国産ビールには1石あたり7円の税金が課されることになった。さらに08年の同法改正で、製造免許には年間製造石数が1000石（180kl）以上なければならず、そのため小規模醸造企業を中心に廃業・事業売却や合併が続出することになった。

1906年に、札幌麦酒、日本麦酒、大阪麦酒が合併して大日本麦酒が設立される。当時、麒麟麦酒にも合併に参加する呼びかけが行われたものの、結果的に自主路線を選択することになる。ここに戦前のビール産業は、典型的な大日本麦酒によるガリバー型寡占となる。

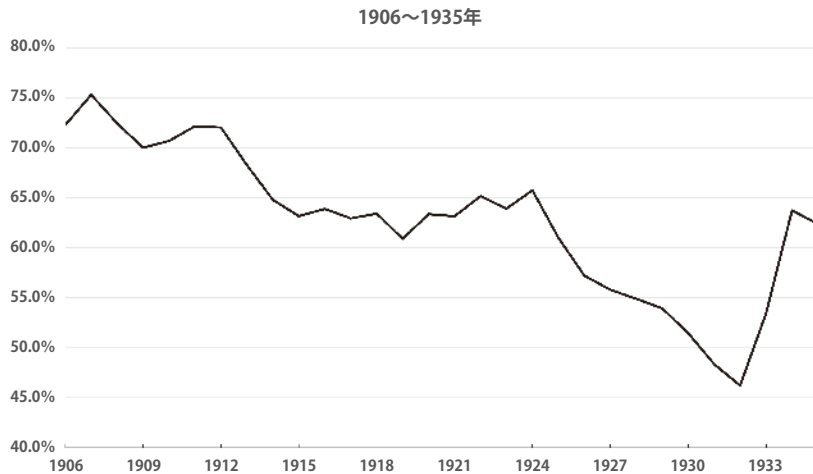
日本経済の発展とともに食生活の変化も影響することで、ビールの消費量は大きく伸びることとなる。国内の酒類ごとにみた酒税税収額を比較すると、1912年を基準に33年の税収額では酒類全体で2.2倍に増大しており、清酒だけでは1.8倍、焼酎だけでは4.1倍である。これに対して、ビールは12.2倍へと急拡大する。酒税の税収に占める清酒の割合は、33年時点で73.1%と依然として酒類の大半を占め、ビールは11.5%にとどまるものの、この年に初めて焼酎の税収を上回るところまで成長している。ここにさらなる需要拡大を期待し、ビール産業には再び新規参入が続出することになる。12年に帝国麦酒（後、桜麦酒へ社名変更、銘柄：サクラビール）、20年に日英醸造（同：カスケードビール）、21年に東洋醸造（同：フジビール）、22年に加富登麦酒と帝国鉦泉との合併で設立された日本麦酒鉦泉（同：ユニオンビール）など、20年代には参入企業急増による過当競争状態となる。大日本麦酒は、市場構造的にはガリバー型企業ではあるものの、当該産業における市場占有率は、合併後2年目の07年の75.3%を最高としてその後はじり貧状態となる。下図にみるように、10年代前半までは70%台をかくろうじて維持していたものの、10年代後半からは60%台に、さらに20年代後半

---

2) 本節での主要なデータは、大日本麦酒株式会社（1936）の統計資料を用いた。  
また戦前のビール産業の変遷については、藤沢（2009）を参考にした。

に入ると50%台へと低下する。

ビール産業における大日本麦酒(株)の市場占有率



資料)『大日本麦酒株式会社三十年史』(1936)

市場占有率が示すほどには、ビール産業の競争度合いは低いものとはいえなかったようである。1928年には、大日本麦酒、麒麟麦酒、日本麦酒鋁泉の3社が生産数量・価格カルテルを締結し、価格競争を回避しようとする。翌29年には桜麦酒もこのカルテルに参加する。しかし、日英醸造の施設を買い取った寿屋(銘柄:オラガビール)などアウトサイダー企業が依然として価格競争をしかけ、また日本麦酒鋁泉と桜麦酒はカルテルから離脱することとなり、カルテルは有効に機能しなかった。そこで再び、同業他社の吸収合併が続く。23年には麒麟麦酒が東洋醸造を、33年には大日本麦酒が日本麦酒鋁泉を合併する。

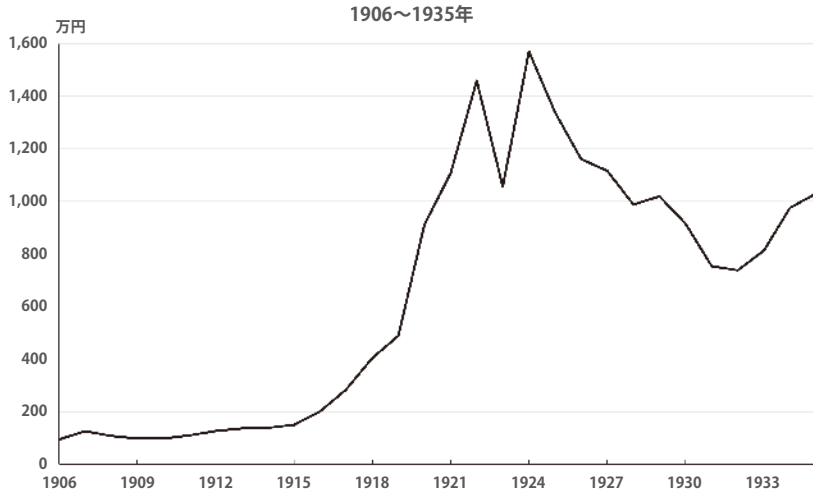
大日本麦酒設立30年目の1935年時点で、国内ビール産業は、大日本麦酒(市場占有率:62.4%)、麒麟麦酒(同:28.8%)、桜麦酒(同:8.1%)、寿屋から醸造施設を買収して設立された東京麦酒(同:0.8%)の4社体制ということになる。

大日本麦酒の利益金(通期)をみると、第1次世界大戦頃から利益が急増し、1923年関東大震災で一時的減益となるも、24年までは右肩上がりといえた。ところが、これ以降は減益を続けることになる。先に指摘した新規参入企業による競争の影響といえよう。さらにカルテルも利益には直結せず、結果、ライバル企業を吸収合併する道を模索したのである。

1931年に重要産業統制法が制定され、日本は戦時統制が経済のあらゆる分野に広がっていく。大日本麦酒は業界第2位の麒麟麦酒と33年に麦酒共同販売会社を設立し、価格と販売数量のカルテルを結ぶ。国内出荷の比率は、大日本麦酒が70.12%、麒麟麦酒が29.88%と定められ、ここに競争の結果ではなく協定の結果として大日本麦酒の優越的地位が保障された。その上、麦酒共同販売会社の会員企業と桜麦酒との価格カルテル、同じく東京麦酒との価格カルテルが締結され、産业内での自由競争は事実上停止することとなる。

現在入手できる戦前最後のデータは1937年のものであり、この年の全国生産量は1,261,174石であった。同年の各社市場占有率は、大日本麦酒が63.6%、麒麟が28.9%、桜麦酒が7.0%、東京麦酒が0.6%である（公正取引委員会（1951）から）。

大日本麦酒㈱の利益金の推移



資料『大日本麦酒株式会社三十年史』（1936）

ビール産業への統制はさらに厳しくなり、1939年に統制価格制が導入され、40年にはビールは配給制となる。43年には全国一律の公定価格が設定された上に、銘柄商標も廃止され一律「麦酒」という銘柄となり、市場競争は実質的に存在しなくなる。この中で、43年には政府が主導して業界3位の桜麦酒は大日本麦酒が吸収合併し、業界4位の東京麦酒は軍需産業に工場施設が譲渡されることとなる。ここに戦中のビール産業は、大日本麦酒と麒麟麦酒の売手数2社の体制で敗戦を迎える。

### 3. 過度経済力集中排除法：1948年から49年

1948年は、GHQが掲げた経済の民主化がまさに佳境に入った時期である。第2次農地改革による地主からの小作地買い上げが進行していた時期であり、労働改革により労働者の勢力がついたことによる労働争議が頻発した時期である。GHQは公務員へのスト権などを認めない政令201号を発出したのもこの年のことである。財閥解体では集排法をどのように運用するかが1948年の課題であった。

国内政治では、1948年初は片山内閣の社会党政権、芦田内閣を経て、10月には第2次吉田内閣の民自党政権が成立する。吉田内閣は少数与党ではじまったが、49年1月の総選挙で過半数をえて本格政権となる時期でもあった。また、49年にはドッジ・ラインやシャープ勧告が実行にうつされる。海外に目を転じれば、東ヨーロッパ諸国に共産党政権が生まれ、6月にはソ連によるベルリン封鎖がはじまり翌年5月まで続く。朝鮮半島では、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国がそれぞれ独立を宣言する。49年には東西ドイツがそれぞれ成立し、10月には中華人民共和国の建国が宣言される。東

西冷戦は激化の一途という状況であった。この時期に集排法が、どのように適用・運用されたかを詳しく確認しておこう。

前年1947年12月18日に公布されたものの、「過度の経済力集中」を具体的にどのような基準で判断するかは、不明確なままであった。また、同法を執行するのが政府機関ではない持株会社整理委員会であることも、不安視された一因にある。そこで持株会社整理委員会令を改正し、政府による委員任命権を確保した。当時の持株会社整理委員会(9人委員会とも呼ばれた)のメンバーをみておこう。産業界中心のメンバー構成であったことがわかる。

持株会社整理委員会 (48年2月時点)<sup>3)</sup>

- 委員長 笹山 忠夫 (経歴：日本興業銀行理事)  
常務委員 野田 岩次郎 (日綿実業ニューヨーク支店長)  
加島 五郎 (弁護士・司法省調査官)  
車谷 馬太郎 (大和証券社長)  
市川 通之 (三和銀行取締役)  
委員 脇村 義太郎 (東大教授)  
美濃部 亮吉 (内閣統計委員会委員)  
諸井 貫一 (秩父セメント常務)  
金正 米吉 (総同盟副会長)

1948年2月8日、持株会社整理委員会は、公示第1号「過度経済力集中排除法に基づく手続規則」、同第2号「鉱工業部門における過度の経済力の集中に関する基準」を発出する。同時に鉱工業部門257社が第1次指定される。2月22日には、公示第3号「過度経済力集中排除法に基づく手続規則中一部改正の件」、同第4号「配給業及びサービス業等の部門における過度の経済力の集中に関する基準」を発出して、同時に配給業及びサービス業部門として68社を第2次指定した。

集排法第4条で、対象となる企業の指定は1948年9月30日までにしなければならないとあり、期間的にはまだ余裕はあったものの合計325社で指定は完了した。おそらくこの後に、金融機関の指定を検討していたのであろう。しかし、48年4月にGHQは金融機関を指定しないことを宣言することで実施されなかった。

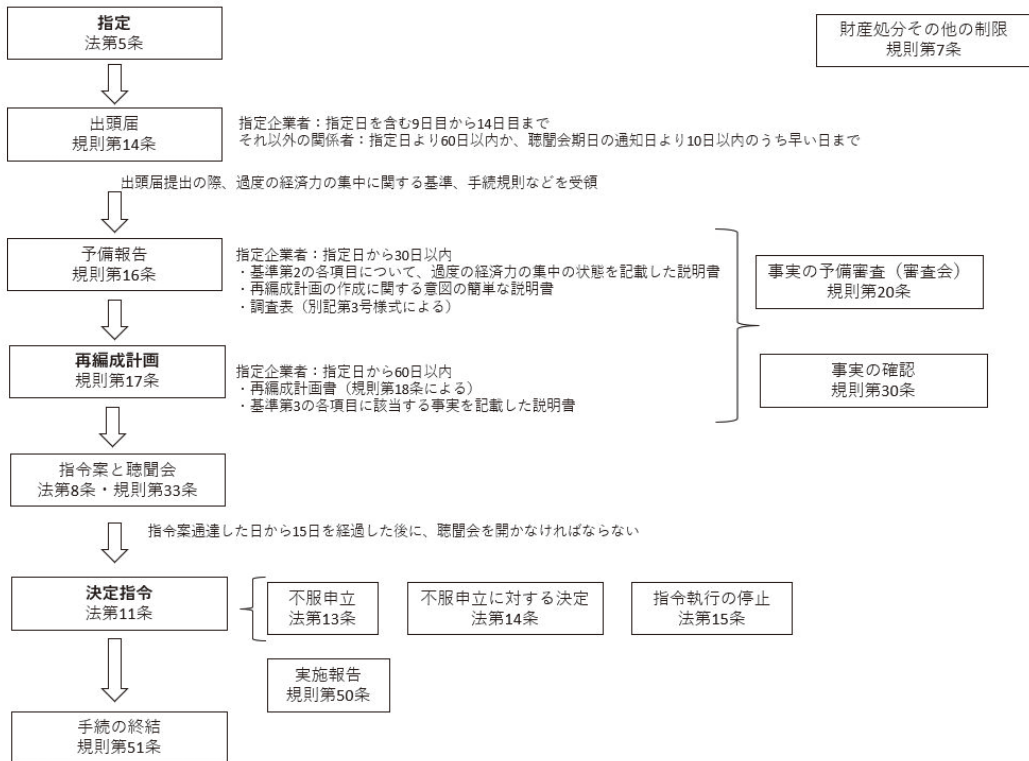
持株会社整理委員会によれば、指定企業の払込資本金は200億4500万円となり、「1947年末の我国株式会社の合計払込資本金に比すれば65.9%を占め、各部門の大企業の全部を網羅していた。」(持株会社整理委員会(1951b)33ページ。適宜、旧字体を新字体に改変した。これ以降の引用も同様である。)と、その指定企業の数量とともに範囲をも誇るものであった。

---

3) 1946年5月に設立委員として任命した9名中、大森洪太(司法省次官)氏は任命直後に亡くなり、飯島幡司(朝日放送社長)・中根貞彦(三和銀行頭取)の両氏は公職追放で退任となった。46年8月に加島氏、47年6月に市川、金正の両氏を追加任命した。

公示第1号である手続規則によるその後の流れは、下図にある通りである。この規則通り進めば、1ヶ月後の1948年3～4月には予備報告が指定企業から提出され、2ヶ月後の同年4～5月には再編成計画が同じく提出されることになる。これらの資料をもとに、持株会社整理委員会が指令案を通達するのが同年6月以降と予想された。

過度経済力集中排除法による手続き



先の公示第2号「鉱工業部門における過度の経済力の集中に関する基準」により、過度経済力の定義が持株会社整理委員会から明らかにされたわけであるが、手続規則にある通り指定を受けた企業は、基準第2を基に、予備報告を提出しなければならない。どのような基準なのかを資料からみてみよう（渡辺（1948）から）。

第2 過度の経済力の集中

営利を目的とする私企業又はその結合体は、次の基準のいずれかに該当する場合には、過度の経済力の集中と認められる。過度経済力集中排除法に基いて指定された企業は、次の基準にどの程度該当するかを、記載した説明書を提出しなければならない。

1. 統制がないとして、その企業の製品又は役務の供給が、市場から取り除かれた場合に、価格の著しい騰貴を来し、潜在的な需要者又は一般大衆に対して迷惑を及ぼす程に、その製品



又は役務の全供給量の相等な部分を生産し、又は生産能力を有するとき。

2. 統制がないとして、企業の行う一種又は数種の商品の分配が、市場から差し控えられた場合に、価格の著しい騰貴を来し、潜在的な需要者又は一般大衆に対して迷惑を及ぼす程に、その商品の分配を行っているとき。
3. 企業が、その事業分野において、他の者がその事業分野に入ってきて、これと充分競争できる適当な機会を与えられない程に、勢力を有するとき。
4. 昭和12年以降の戦時総動員政策の結果、他の組織、工場事業場、会社又はそれ等のものの一部を取得し、且つ、特別の独占権と支配力を享有したとき。
5. 関連性のない事業分野における活動によって競争を制限し又は他の者が独立して事業を営む機会を妨げる程に、集積した力が大であるとき。

この基準に従い、指定企業は過度の経済力集中の状態を記載した説明書を、持株会社整理委員会へ提出することになる。産業内における自社の状況を、指定された企業自らが統計資料を用いながら記述し、項目1から5の基準に該当するか否かを回答していく形式となっている。現代ならば、過度経済力集中を指定した委員会側がその理由を説明するべきと思うのであるが、当時の指定は比喩的にいえば、クラスの中で学生を指名し、教員が出した宿題を解答させるようなものであった。また、戦中の機密主義や敗戦の混乱によって、第三者が一産業の経済データを独自に入手し判断する術は実際にはなかったのであろう。

予備報告の後、指定企業は再編成計画書の提出が求められる。ここにも、基準第3に応じた記述が要求される。同様にその基準3をみると、以下の通りである。

### 第3 再編成の基準

指定された鉱工業等における過度の経済力の集中は次の基準に従って再編成することに困って、技術的な条件の許す限りにおいて、最早過度の経済力の集中に該当しない程度にまで、排除されなければならない。但し、いかなる場合においても、操業能率を甚しく低下させるような程度にまでは、排除を要求することはない。

指定企業者は持株会社整理委員会の検討と決定に資するために、左記に示す説明書を提出しなければならない。

これに続き、記述すべき12項目の説明がくる。その12項目とは、

- ①企業の歴史 ②地理的位置 ③中央事務所の機能 ④関連性のない事業活動 ⑤水平的又は垂直的結合 ⑥共通原価 ⑦代用品 ⑧商標及び企業名 ⑨特許権 ⑩能力 ⑪会社間の株式所有 ⑫経理上の構成

である。指定企業自らが、再編成計画を詳細に記述するわけである。ここまでを指定日から60日以内に実行させるのが、集排法の当時の実力である。

実際にはGHQの集排法への関与が、この日進行に介入してくる。1948年5月1日には、GHQ渉外

局は指定企業325社に対するA, B, C級の区分を公表する。過度の集中ではないものをA級として50社、過度の集中ではあるが工場の再編成などを必要としないものをB級として18社、過度の集中ではあるが比較的小規模であるものをC級として126社を分類する。また、同年7月1日には、BC級の追加として31社を分類公表する。この分類に属さなかった指定企業は100社ということになる。

さらにGHQは、集中排除審査委員会を1948年4月28日に5人のメンバーで設立した。集排法の実際の適用にあたりGHQに勧告する役目を担った委員会である。実質的にはこの委員会が集排法指定を解除するか否かを決定することになる。そのメンバーとは、

委員長	ロイ・S・キャンベル	(ニューヨーク造船所副社長)
委員	ジョセフ・B・ロビンソン	(ロビンソン連結器会社社長)
	エドワード・J・バーガー	(クリーブランド公共事業会社副社長)
	ウォルター・R・ハッチソン	(司法省反トラスト課長)
	バイロン・D・ウッドサイド	(証券取引委員会法人金融部副部長)

である。法律執行の行政官とビジネスの最前線にいる経済人を主体とした委員会構成であると評価できるが、ハードレー (1973) はその人選を二流と評する<sup>4)</sup>。

同委員会は、1948年8月28日付けで4原則をGHQに勧告する。その4原則は以下の通りである (持株会社整理委員会 (1951b) から)。

1. 集排法による指令は当該企業が独自に重要企業を営み他の企業の活動を阻害し、あるいは競争を阻害することが歴然たる場合に限りてなし得る。
2. 関連性なき事業活動を営むことのみを以ては過度の経済の集中とはなし得ない。
3. 企業が自発的に計画した再編成計画の故を以て法律による再編成の指令を出すことはできない。
4. 集排法による指令は過度の経済力集中の事実に関連する事項に限られる。

この4原則によって、GHQは集排法の適用を限定的に扱うようにと日本に示したことになる。当初指定の325社がどのような措置を受けたか、これまでの研究の多くは措置を受けた18社のことに焦点が当てられるが、本稿では指定企業全社への持株会社整理委員会の対応をみておこう。

まずA級とされた50社は、1948年5月4日に指定解除を受けることとなった。

次に、追加指定も含めたBC級の175社は、うち128社が1948年5月から8月にかけて指令案が通達され、その後6月から9月にかけて決定指定が各々通達された。しかしながら、同年11月から12月にかけて取消指令が行われた。これにはGHQの集中排除審査委員会の4原則が明らかに影響している。

---

4) ハードレー (1973) 200ページでは、「ウッドサイド氏を除く4人はいずれも現在の紳士録にも1943~50年の紳士録にもっていない。」

一方で、過度経済の集中として指定された企業の中には、財閥解体一連の施策1946年9月から47年9月の5次にわたる持株会社に指定されていた企業が51社あり、このうちの42社は持株会社としての措置を受けることになる。

BC級に分類されいまだ措置の決定していない企業と、機構上の再編成が必要と判断された企業あわせて78社が、48年11月から49年7月にかけて指定解除を受けることになる。ここにもGHQからの4原則の影響がみえる。

一方で、指定は受けたものの扱いが棚上げされていた電気事業会社10社（日本発送電株式会社と北海道から九州までの9配電会社）は、電気事業再編成令（1950年11月24日政令第342号）によって、公益事業委員会へ扱いが移管されることになった。

この結果、最後まで残った9社と先に記した持株会社とされた指定企業9社の合計18社が集排法による措置対象として残ることになった。

歴史は、この集排法の運用は竜頭蛇尾に終わり、東西冷戦の激化という世界情勢の変化を受けて日本の財閥解体は不十分であったと評価することがある。

持株会社整理委員会（1951a）でも、幾分悔しさを滲ませこのように総括する。

……実際に機構上の再編成を要するに至ったものは11社にすぎない。集中排除法の実施の結果につき期待はずれの感をもつ向はあっても、それは本法の背景をなした状況の変化にもよろうが、さらにまたわれわれはここで再び法の運用に広範囲の幅をもたせている英米法体系にまだ不慣れなわが国の世論が集中排除の議論の紛糾に拍車をかけたということを想起せざるを得ない。

このような記述が、集排法による改革が不十分であったとの認識を定着させたのであろうが、本当に不十分な施策であったのだろうか。企業数で見れば、当初指定企業の18分の1にしかならない企業しか措置ができなかったことは事実である。また、アメリカの対日占領方針が東西冷戦の激化を受け、経済の民主化から経済自立へと転換していった時期と重なるため、占領方針の転換が集排法の適用をきわめて限定的なものにしてしまったと解釈される。しかし、集排法で措置をされた18社の払込資本金総額は、43億6166.1万円であり、指定325社の総払込資本金の21.8%に及ぶ。さらには持株会社として措置された51社のなか、集排法で措置された9社を除き、第2会社を設立することになった企業は15社あり、その払込資本金総額は、23億0557.8万円であり、これは指定325社の総払込資本金の11.5%になる。持株会社として指定され企業の措置と集排法による措置とを同等にみなすことには留意を必要ではあるが、財閥解体という目標からみれば、この15社も効果に含めてもよくなるだろうか。そうであるなら、325社総払込資本金の33.3%、つまり3分の1にはなんらかの措置が行われた。この点で再評価するなら、一連の施策は十分に日本経済の過度経済力を除去したといえよう。

#### 4. 過度経済力集中排除法のビール産業への適用

集排法に基づき指定企業とされると、具体的にはどのような手続きとなるのか。

1948年2月8日、大日本麦酒と麒麟麦酒はともに集排法の指定を受ける。その後、大日本麦酒が措置を受けた18社の1社となる一方で、麒麟はBC級に指定され、決定指令が一旦は出されるものの、48年末に取消指令が発せられ集排法の措置は行使されなかった。

ここではその流れを追いながら、戦後におけるビール産業の構造改革について、集排法の運用状況を確認することにしよう。

大日本麦酒(株)		
	大日本⇒持株委	持株委⇒大日本
48.2.8		指定第16号
	出頭 (出頭ナシ)	
3.5	調査表	
3.9	基準2の5項目に関する説明書	
3.9	再編成計画に対する意図	
4.6	再編成計画書	
4.8	基準3の各事実	

麒麟麦酒(株)		
	麒麟⇒持株委	持株委⇒麒麟
48.2.8		指定第68号
2.19	出頭 (麒麟)	
3.9	調査表	
3.9	基準2の5項目に関する説明書	
3.9	再編成計画に対する意図	
4.7	出頭 (三菱銀行)	
4.8	再編成計画に対する意図の補正	
4.8	基準3の各事実	
6.2	再編成計画書	

指定後の3月9日に両社からそれぞれ提出された「基準2の5項目に関する説明書」は、きわめて対称的である。大日本麦酒からの説明書は1枚のものであり、項目4と5は該当なしの1行で終わらせている。これに対して麒麟の説明書は34ページもの資料となった。ただここでも項目4は該当なしとだけの回答である。両社ともに回答が、該当なしである項目4を除く残りの4つの項目を、両社はどのような視点から記述したかを少し詳しく考察しよう。

まず項目1に関しては、大日本麦酒は自社の2社分割を前提に記述している。市場占有率70%の企業ではいかなる論理をもってしても、市場支配力なしとはいえなかった。麒麟麦酒との3社体制ならほぼ同規模で自由競争することになり、消費者にも便益が大きいと主張する。ここで、これ以上の機構上の措置は拒否するとの大日本麦酒側の姿勢が垣間見える。これに対して麒麟麦酒は、ビール産業の状況を細かく説明し、各社は公称能力の2割増しまでの需要増加なら対応できることを示す。その

## 過度経済力集中排除法とビール産業

上で、麒麟の市場占有率が20%強であるから、麒麟が生産を中止しても他社の生産能力で十分カバーできるから、消費者に迷惑をかけるような生産力を麒麟は保有していないと主張する。麒麟は説明書(14ページ)でこのように主張する。

以上の結果を総合すれば麦酒醸造業界には大体二割程度[ママ]の供給能力の余剰が常に存在すると言い得るものであり、全国供給能力の二割程度の割合を占める会社の存否は現実の需給にはさしたる影響を与えないと一般的に結論しうる。

自社の市場占有率について、戦前の推移は以下の通りである。全国の2割と主張することには若干の無理な数値といえるが、持株会社整理委員会からの問いかけに対して、上記のような論旨で分割などの機構上再編は不必要であると主張したのである。

	1930	31	32	33	34	35	36	37	38	39
市場占有率 (%)	27.0	25.5	25.8	23.3	26.2	28.8	29.3	28.9	27.4	26.6

資料) 麒麟麦酒㈱『説明書』7～8ページ

次に項目2については、両社ともに該当しないと主張するのであるが、その理由は両社で特徴が出ている。大日本麦酒の主張は、生産したものはすべて酒類配給公団(戦前は、麦酒配給会社)をして流通・販売されるので、大日本麦酒は関係しないというものである。他方の麒麟は、メーカーであるから製品の流通・販売での市場支配力はないというものである。戦時中から継続する統制が解除されれば、配給公団も消滅することになり、メーカーにとって販売経路に対してなんらの措置もしないとは考えられない。事実、統制前の戦前にはビールメーカー各社は流通の系列化を行っており、このことは『説明書』にも記述されている。また戦後、流通経路がビール産業の参入障壁を高めた一因であることから、うまく言い逃れたといえよう。

項目3について、大日本麦酒は以下のように記述する(大日本麦酒㈱『説明書』)。

適正規模の企業組織を以って適正なる経営を行う場合は競争することが出来る

これでは同項目の説明ではなく、新規企業の参入を妨害しようとは思わないという宣言でしかない。一方の麒麟は、詳細に市場支配力のないことを主張する。まず原材料については、すべてが公開市場から購入し調達しているものなので、麒麟が市場支配力を行使することはできない。生産については、醸造機械を輸入するのが通常であり、この面で参入を妨げる方策はない。固定資本は大きい産業ではあるものの、先発したから有利というわけではなく、資本の長期利用によってメンテナンス費用が累増して先発利益を相殺する状況にある。販売面に関しては、戦前は流通系列化が進展しており参入障壁になりえたが、現在は配給公団が流通を担い、戦前のような系列化が消滅している。このように説

き、市場支配力はないと主張する。ただ先に指摘したように、この部分でも戦後に流通系列化が十分な参入障壁になることにあえて目をつぶった主張である。さらに新規参入にあたっては広告宣伝費が負担になることも麒麟は指摘している（麒麟麦酒㈱『説明書』25～26ページ）。

……全く新規に販路を開拓せんとする新しき起業者の消費すべき広告費の巨額に昇るべきことは推察せられる。

まさに戦後のビール産業は、広告宣伝を通じた製品差別化が参入障壁の一翼を担うことを暗示した記述である。この点を持株会社整理委員会が取り上げなかった経緯は、現時点では不明なままである。

最後の項目5については、大日本麦酒は「かかることなし」と一言で片づけている。一方の麒麟は、清涼飲料水、酵母剤、醤油、製氷などはビール製造に関わる副産物とした位置づけ、関連性ない事業分野は所有していないと主張する（同『説明書』33～34ページ）。

以上を総括するに当社の麦酒事業及び清涼飲料水事業は或程度の関連性を有するものであり、また仮に関連性を有せずとするもその夫々の分野に於て両者の集積した力が現実的及び潜在的競争を制限するには至らぬものと結論し得る。

以上みてくると、大日本麦酒は、調査表を含めこの時点での資料提出はあくまでも自社の組織や経営に関わることのみである。これに対して麒麟麦酒は、ビール産業全体の歴史を戦前から細かく記述することで、現在の自社の置かれた状況を明らかにし、企業分割を伴う機構上の再編はありえないことを示したかった。そのための証拠集めを積極的に行う姿勢がみえてくる。持株会社整理委員会にとって、麒麟麦酒㈱『説明書』からえられた統計データや推計値は集排法適用の可否を大日本麦酒とともに検討する際に、非常に有益であったと想像できる。

ここにみえてきた資料をもとに、持株会社整理委員会は再編成計画に関わる指令案を作成することになった。その時系列は下表の通りであり、麒麟はスケジュール通り進んだが、大日本麦酒は遅れて11月に指令案が出されることになる。

大日本麦酒(株)		
	大日本⇒持株委	持株委⇒大日本
11.22		事実の認定
11.22		再編成計画書に対する指令案
12.14	聴聞会 (大日本他)	
49.1.7		決定指令
50.3.30		終結

麒麟麦酒(株)		
	麒麟⇒持株委	持株委⇒麒麟
6.1		再編成計画書に対する指令案
7.1	聴聞会 (出席ナシ)	
7.3		決定指令
12.17		指定取消指令

決定指令では、両社とも過度経済であると認定されている。それぞれの決定指令書では、

大日本は、昭和22年法律第207号過度経済力集中排除法による過度の経済力集中である。

委員会は、同社を昭和22年法律第207号及びそれに基づいて公示された基準に基づいて過度の経済力の集中と決定し、茲に同社の提出した上記再編成計画書を承認し下記の通り指令する。

その上で、大日本麦酒には以下のような再編成計画が指令されることになる。抜粋すると、

4. 大日本は、公共の利益のために過度の経済力の集中を排除し、且つ各新設会社が競争市場において能率的生産を挙げ得る健全な状態において事業を開始するために、独立した分離会社2社を新設し、新設会社間において他社の役員を兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を各新設会社に出資又は譲渡し、残存資産を処分し、新設会社の株式を割当て処分し、債権者及び株主に弁済をなし、その他経理的措置をなし、大日本を解散しなければならない。

6. 大日本は子会社日本硝子株式会社を解散し、その資産を処分するものとする。但し委員会は、その解散に先んじて、新会社により又はそれらの子会社を設立して、その硝子工場を左記により取得することを承認する。(以下、略)

大日本は又子会社共栄株式会社を解散し、その資産を処分するものとする。但し委員会は、その解散に先んじて、新会社により又はそれらの子会社を設立してその資産を公平に取得することを承認する。

7. 大日本は解散し、新会社はその資産を出資及び譲渡した後の残余の資産を、他会社の株式を含めて、出資若しくは譲渡し又はその他の方法で処分し清算しなければならない。但し、その残余の資産の処分については予め委員会の承認を得なければならない。又新会社は大日本の負債を保証しなければならない。

一方、麒麟麦酒には以下のような決定指令が下された。

麒麟麦酒株式会社は、自己の名義によると、役員、代理人、従業員その他同社の利益のためにする者によって所有されているとを問わず、現に所有している他社株式（内地以外の地に本店を有する会社の発行した株式を除く。）で、昭和22年法律第54号第10条（筆者注、独占禁止法）の規定によって取得することを許されないものは、すべて処分しなければならない。

このように、両社ともに過度経済力の集中と認定された上で、大日本麦酒は2社分割、麒麟麦酒は保有株式の処分と決したのである。

1948年12月17日に、麒麟麦酒に対しては決定指令の取消が通達され、大日本麦酒は49年9月に日本麦酒と朝日麦酒の2社に分割される。

1945年敗戦の年の全国生産量は、37年の約45%であったが、49年になり全国生産量は770,206石となり、戦前の約61%まで回復した。しかし、戦前の平時における水準（100～110万石）からみればまだ開きが大きい。49年の各社市場占有率は、日本麦酒が38.5%、朝日麦酒が25.8%、麒麟が25.7%である。持株会社整理委員会がそして、大日本麦酒も麒麟麦酒も意図していたように、戦後のスタート時点では3社がほぼ均等の規模で出発することになった（公正取引委員会調査部編（1951）199～202ページ）。

少なくともビール産業における過度の経済力集中排除は、この方策しかなかったのではないか。その点で、集排法はビール産業に対する経済の民主化には十分に貢献したと評価できよう。また当時の知見では、市場構造が市場行動を整えるのだから、自由競争の土壌を確保できたと考えたのは当然といえる。

ただし、製造や流通の各段階に免許制が導入される市場構造では、その規制自体が新規参入を抑制し、寡占化を維持する役割を担っていくことは見逃されていた。また上記の各所で指摘したように、配給公団廃止の後に流通部門の系列化が進展すること、宣伝広告を用いた製品差別化によって参入障壁が生じること、そしてこの参入障壁はきわめて高度なものであることも、過小評価されていた。これらのことに持株会社整理委員会が手をつけなかったことは戦後の寡占化の道筋を許したとの批判を受けざるをえない。しかし、当時の産業組織論的知見では、そこまでの手立ては不可能であったことも理解できる。

## 参考資料

- 公正取引委員会調査部編（1951）『日本における経済力集中の実態 一戦前戦後の経済力集中度調査一』実業之日  
本社
- 小西唯雄（2001）『産業組織政策』東洋経済新報社
- 大日本麦酒株式会社（1936）『大日本麦酒株式会社三十年史』大日本麦酒株式会社
- E.M. ハードレー／小原敬士・有賀美智子訳（1973）『日本財閥の解体と再編成』東洋経済新報社
- 端田晶（2016）『大日本麦酒の誕生』雷鳥社
- 藤沢英夫（2009）『ビール醸造設備発展の系統化調査』国立科学博物館技術の系統化調査報告 Vol. 14
- 水川侑（2002）『日本のビール産業 発展と産業組織論』専修大学出版局
- 持株会社整理委員会（1951a）『日本財閥とその解体』持株会社整理委員会
- 持株会社整理委員会（1951b）『持株会社整理委員会白書 一財閥解体は斯く行われた一』持株会社整理委員会
- 渡辺喜久造（1948）『過度経済力集中排除法』日本経済新聞社

## オンライン資料

- ジャパン・デジタル・アーカイブセンター（2018）「集中排除法関係資料」